自治会
ハンドブック



寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

令和８年 10 月　改訂

地域社会では、人口減少や少子高齢化、生活スタイルや意識の変化等により、人と人とのつながりが薄れてきており、地域の連帯感も弱まってきています。

また、防犯・防災や地域の生活環境など、暮らしに関わる多くの課題がありますが、地域住民が自分たちで課題解決に取り組み、主体的に地域づくりを行うためには、「自分たちのまちは、自分たちで良くする」という自治意識の成熟を図っていく必要があります。

そのためには、道路や公園の美化・清掃、地域を明るくし犯罪を防止するための防犯灯の設置・維持管理、火災の予防、子どもの見守り、地域住民の交流イベント、地域での福祉活動の実施など、地域活動を充実させていかなければなりません。

令和７年４月には寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例が制定され、地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に、自治会が大きな役割を果たしていることが記載されています。

今後地域コミュニティがより一層活性化し、地域の連携が深まるよう、この度、「自治会ハンドブック」を改訂いたしました。

これからも自治会活動を推進し、安心して暮らせる地域社会づくりに御活用いただければ幸いです。

寝屋川市市政協力委員自治推進協議会

目　　次

ページ

１　自治会とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　自治会への加入促進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　市に対する協力について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

４　要望書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５　認可地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

６　市民公益活動災害補償制度について・・・・・・・・・・・・・12

７　自主防災組織について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

８　日赤活動資金募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

９　共同募金運動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

10　歳末たすけあい運動について・・・・・・・・・・・・・・・・・19

11　社会福祉協議会会員募集について・・・・・・・・・・・・・・・20

12　自治会に対する補助金等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・21

13　自治会活動に関連する市の各種業務・・・・・・・・・・・・・・22

＜参考＞規約例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

＜参考＞寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例・・・・・・・・31

１　自　治　会　と　は

自治会とは、一定の地域内に住む住民が、その地域でつながりをもち、助け合って暮らしていこうとする自主的な意思によって組織していく団体です。

地震や火災などの自然災害時をはじめ、地域環境の維持・整備など、生活上起こる様々な問題に対して住民が力を合わせて取り組み、その解決を図るという目的を持っています。

地域住民の自主的な総意に基づき、地域を快適で住み良くするために結成された任意の組織であり、コミュニティづくりの中心的な担い手ともいえます。

１．地域住民の親睦と連帯の場

他人任せではなく、お互いが協力し合い、様々な活動に参加し、自分のできること、あるいは得意なことを通じ、楽しみや地域の人々とのふれあいを発見する場です。

２．地域課題の発見と解決の場

地域を見渡せば、防災、防犯、道路や公園などの生活環境等に関わる様々な問題が発生しており、地域の住民が力を合わせなければ、解決できないことがたくさんあります。

自治会では、それぞれの要望や意見を吸収し、十分話し合い、利害を調整して、地域全体の共通課題として高め、一つずつ解決していくことが大切です。その過程の中で、行政と深い関わりを持つ事もあります。

一方、行政にとっても、地域住民にとってどんな行政サービスが必要なのかを考える中で、自治会との連携が必要となります。

地域において、行政と住民が、それぞれの役割を認識し、協力しあうことが理想の姿であるといえます。

３．主な自治会活動

⑴　生活環境整備面

- ○　防災、防犯活動
- ○　防犯灯の設置、維持管理
- ○　清掃活動、廃品回収、分別収集
- ○　交通安全活動
- ○　公園、路上等の町内一斉清掃
- ○　緑化推進（花壇作り、植樹）
- ○　集会所の建設、管理運営

⑵　レクリエーション・福利厚生面

- ○　サークル、クラブ活動
- ○　盆踊り、まつり
- ○　敬老会、子ども会、各種募金活動の協力
- ○　登下校の見守り活動
- ○　弔事の協力
- ○　自治会会員旅行、新年会、忘年会
- ○　研修会、施設見学会
- ○　自治会の会報の発行
- ○　高齢者、障害者への福祉活動

※　寝屋川市市政協力委員自治推進協議会（自治協）とは

地域社会の健全な発展や住民福祉の増進、市との連絡調整を密にするために、自治会長（市政協力委員）で組織された団体です。

自治協では、防災や福祉などの研修会を通じて、地域課題の解決に取り組むとともに、自治会相互の連携を密にすることで、地域コミュニティの発展に寄与しています。

２　自治会への加入促進のために

自治会は、地域に住んでいる皆さんが、協力し合って暮らしやすい地域づくりをするため、全員が加入することが望ましいといえます。

しかし、最近は自治会に加入されない方が増えており、自治会への加入を促進するためには、自治会の目的や事業についてＰＲし、理解を深めることが大切です。

寝屋川市においても自治会加入率が減少していることを受け、令和７年４月に、寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例が施行されています。（巻末に掲載）

条例では、第３条において「地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解するとともに、当該地域コミュニティを構成する一員であることを自覚し、その居住する地域の自治会への加入や当該地域における地域活動への参画・参加に努めるものとする。」とされています。

その一方で、第４条では「自治会は、地域コミュニティの中心として、地域住民相互の助け合い・支え合いを促進するとともに、地域住民の価値観及び自主性を尊重しつつ、主体的に地域活動を行うよう努めるものとする。」ともされています。

多くの地域の方に自治会に加入してもらうためには、共働き世代やシルバー世代など、様々な地域住民の生活様式や価値観を尊重した上で、自治会活動に関する情報提供を行い、開かれた組織作りに努め、住民の方々の相互理解と協力を得ていくことが不可欠です。息の長い取組が必要でしょう。

次頁以降に、自治会加入のメリットや未加入の方々への加入のお願い文などを掲載しておりますので、参考にしてください。

◇自治会をつくろう

加入できる自治会が近くにない場合や、新しく開発された地域などで隣接自治会への加入が困難な場合は、新たに自治会をつくることができます。

自治会をつくるためには、主に以下の内容について決めておく必要があります。

⑴　自治会をつくる目的や活動内容
⑵　自治会の区域
⑶　自治会の役員体制
⑷　自治会のルールづくり

また、新たな自治会として市が認定するためには、いくつか要件がありますので、自治会形成に必要な情報や市への提出書類（会則や同意書など）の詳細につきましては、市民活動振興室までお問い合わせください。

自治会加入のメリット

自治会では、地域環境の維持や災害対策など、様々な課題に対して力を合わせて取り組んでおり、自治会に加入すると、様々なメリットがあります。

自治会に興味を持ってもらうとともに、自治会員の定着を図るために、メリットを理解・実感してもらいましょう。

◇つながり

地域の行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と接することができ、「いざ」という時に助け合える関係を築くことができます。



◇情　　報

回覧板等によって、地域や行政からの行事・イベント案内などの情報や、暮らしに関わる重要な情報を入手できます。

◇地域環境づくり

人と人とのつながりが希薄化していく中で、自治会が防災訓練や防犯パトロール、声かけ運動等を行っていくことで「いざ」というときの大きな助けとなります。



◇地域の課題解決

地域の困り事があれば、自治会を通して行政に相談することができます。個人で相談するよりも自治会を通じて相談することで、地域全体の課題とすることができ、行政もより早く、スムーズに対応できます。

◇災 害 時

東日本大震災などの災害時において、多くの人が近隣の人々の協力によって救出されました。大災害になればなるほど救急車や消防車はすぐには動けません。迅速な救助が必要な場合には、地域住民による自主的な活動が非常に重要となります。



未加入の皆さんへ

自治会への加入のお願い

○○自治会は、明るく住みよいまちづくりをめざして、○○町の住民で構成しています。

ご承知のことと思いますが、自治会は、住民相互が協力、連携し、自分たちの住む地域を良くしていこうとする組織です。

私たちは暮らしていくうえで、防災や防犯、ゴミ置き場の管理、子どもの安全の見守りなど、共通した課題を数多く抱えています。これらを、地域の課題として考え、活動していくことが必要ではないでしょうか。

また、市からの情報の回覧や、楽しい近所づきあいも、暮らしていくうえでは欠かせないことです。

そのためには、地域の多くの方に自治会に加入していただき、共に住みよいまちづくりにご参加いただきたいと思っています。

どうか、自治会の趣旨をご理解いただき、加入していただきますようお願いします。

なお、加入や自治会についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

記

［連絡先　○○自治会］

会　長　　○　○　　○　○　　電話＿＿＿＿＿＿

○　長　　○　○　　○　○　　電話＿＿＿＿＿＿

３　市に対する協力について

自治会長は、市から市政協力委員として委嘱され、次の事項について協力を要請されています。

⑴　回覧チラシの配布及びポスターの掲示

⑵　諸通知の伝達及び諸書類の配布、収集

⑶　日赤奉仕団及びその他福祉活動の協力

⑷　非常災害時の連絡

⑸　被害状況調査

⑹　その他、特に必要とする事項

特に多い⑴と⑵の配布については、できる限り自治会の皆さんの負担を軽減するため、原則として毎月 10 日頃に発送することとしています。

４　要望書の書き方

要望書には、自治会が要望したい内容と、その理由が記載されていればよく、書き方に決まりはありません。

ここでは、一般的な要望書の書き方の見本を示しておきます。

要　　望　　書

令和　年　月　日

寝屋川市長　様

○　○　○　○　自治会
会　長　○　○　○　○
連絡先　寝屋川市○○町○○番○○号
電話　○○○―○○○○

要望事項

１　要望内容
（簡潔に記入しましょう）

２　この要望書についてご検討いただいた結果をお知らせください。
（上記のように、回答がほしい旨を記入しておくと良いでしょう）

趣　　旨
（要望を行う理由やその根拠などを書きます。）

※　地図等参考資料があれば、添付すると良いでしょう。

５　認可地縁団体とは

従来、自治会には法人格が認められていませんでしたので、自治会で不動産等を所有していても、自治会という団体の名義ではなく、会長個人や複数の役員の名義などで登記せざるを得ませんでした。この不都合を解消するために、平成３年４月に地方自治法が改正され、自治会が法人格を得ることにより、自治会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。この法人格を得た自治会を、「認可地縁団体」と言います。

認可申請については、これまでは不動産の保有を目的とする場合にのみ認められていましたが、地方自治法が改正され、令和３年 11 月 26 日から、不動産を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動（※）を円滑に行う目的でも、市の認可を受けることができるようになりました。

※地域的な共同活動＝住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等

◇自治会が法人格を得るためには

自治会が法人格を得て「認可地縁団体」となるためには、市長の認可が必要です。

認可の要件は次の４つです。

⑴　広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など）を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

⑵　その区域が、住民にとって客観的で明らかなものとして定められていること。

⑶　その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

⑷　一定の事項（目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関すること・代表者に関すること・会議に関すること・資産に関すること）が定められている規約を有していること。

◇認可申請手続

次の⑴～⑻の書類を準備し、市へ申請をしてください。

⑴　認可申請書

⑵　規約

⑶　認可申請について、総会で議決したことを証する書類

（議事録に議長、議事録署名人の署名・押印）

⑷　自治会員の名簿（全住民の過半数※）

※自治会員の過半数ではありませんので、御注意ください。

⑸　良好な地域的共同活動を行っていることを記載した書類

（前年度事業報告書・決算書、本年度事業計画書・予算書等）

⑹　申請者が代表者であることを証する書類

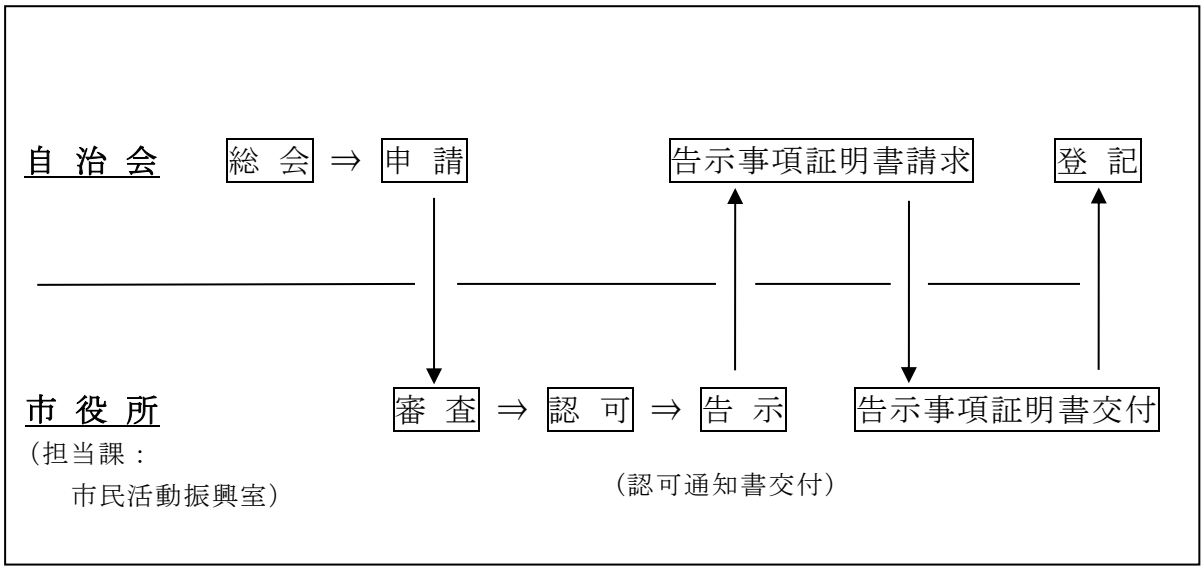
（総会議事録、代表者の就任承諾書等）

⑺　自治会区域図

※　⑴ については、所定の様式があります。

※　「保有財産目録」については、市への提出は不要となりますが、認可地縁団体で作成のうえ保管ください。

◇申請から保有不動産の登記までの流れ



◇告示事項の変更について

地縁団体の認可の際には、以下の事項が告示され、告示した内容に変更があった場合は、届出が必要となります。

※　自治会長が変更となった場合も、⑤の変更となり、届出が必要ですので、御留意ください。

⑴ 告示事項

①　団体の名称
②　規約に定める目的
③　自治会の区域
④　主たる事務所の所在地
⑤　代表者の氏名
⑥　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名)
⑦　代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名)
⑧　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
⑨　認可年月日

※　地方自治法施行規則の一部改正に伴い、代表者および代理人等の住所は原則、非表示とします。(R8.10～)

⑵ 変更の届出に必要な書類

①　告示事項変更届出書
②　変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し等）
※　①については、所定の様式があります。

◇認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体が所有する集会所などの不動産で、登記名義人の所在が分からない等の理由で、認可地縁団体の名義に変更ができない場合に、移転登記の申請を可能にする制度です。

特例制度の適用を受けるための要件や手続がございますので、まずは市民活動振興室まで御相談ください。

６　市民公益活動災害補償制度について

【制度の概要】

・寝屋川市民が補償の対象になります。（指導者については市外の方も対象になります。）
・市民活動団体等が「公益的な活動」を行っている際に起きた事故により、メンバーがケガなどの傷害を負った場合や、団体が賠償責任を負った場合の負担を補償します。
・「自分の楽しみの活動」、「趣味を深める活動」などは、補償の対象になりません。
・単なる参加者や見学者は補償の対象になりません。
・市が保険料を負担しますので、団体の負担はありません。
・事前に市へ登録する必要はありません。

◇補償の対象となる市民公益活動

・主たる活動拠点が市内にあり、かつ、構成員が市民５人以上の団体による公益的な活動が対象となります。ただし、日本国外での活動、宿泊を伴う活動、営利・政治・宗教に係る活動を除きます。
・指導者は、無報酬か交通費などの実費程度を受け取る場合のみ対象となります。（市外の方も対象となります。）
・公益活動に参加する通常の往復経路での傷害事故も対象になります。

〈補償の対象となる公益的な活動の例〉

⑴ 自治会活動

① 総会や役員会等会議への出席
② 事業計画又は会則等に記載されている活動及び行事
例）環境美化活動（ゴミ拾い、草刈り等）、お祭り、運動会、球技大会、防災訓練、避難訓練、防犯パトロール、青少年育成活動等
③ 年間を通して行っている自治会活動
例）回覧板の配布、自治会内住民からの困りごと対応等
④ その他これらに類する活動
※ サークル活動や、バスツアーなどは対象外です。行事の運営に関わる方は保険の対象者ですが、清掃活動など活動自体が公益的な活動となる場合は、参加者も対象となります。

⑵ 青少年健全育成活動

① 子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等地域の青少年育成活動、非行防止パトロール等の活動
② 青少年に向けたスポーツ活動の指導（受講料など対価を得る活動は対象外）
③ その他これらに類する活動

⑶　社会福祉・社会奉仕活動

①　社会福祉施設等への援護活動
　　例）行事の手伝い、通園送迎の介助、点訳、リーディングサービス等
②　在宅老人、障がい者（児）等への援護活動
③　就労・社会復帰のための援護等活動
④　その他これらに類する活動

◇補償の内容

○損害賠償責任事故

公益活動中に団体の指導者等の責任で参加者や第三者の生命や身体に損害を与え、かつ法律上の責任がある場合は、次のとおり補償されます。（免責金額１万円）

身体賠償	限度額　１人につき　　2,000万円 １事故につき　　１億円

○傷害事故

公益活動中（往復経路含む）の事故でケガや死亡した場合は、次の表のとおり補償されます。

死亡	500万円まで（事故の日から180日以内の死亡）
後遺障害	15万円～500万円 （事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき）
入院	日額　2,000円（180日限度）
通院	日額　1,300円（事故の日から180日以内で90日限度）

※　物損事故・熱中症・食中毒は補償の対象になりません。

◇事故発生報告について

公益活動中に事故があった場合は、事故発生日から１週間以内に団体・グループが関係する寝屋川市役所の担当課に届け出てください。（治療が終了するのを待つ必要はありません。）

※　保険会社への事故の報告が１か月以上遅れると遅延報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。

◇保険金請求手続の流れ

事故発生団体

⇩

担　当　課

① 事故発生後１週間以内に担当課へ事故の報告を行ってください。（本人が連絡できない場合は、団体の代表者等が連絡してください。）

⇩

② 担当課で事故発生状況報告書兼事故証明書等を受け取ってください。

⇩

事故発生団体

⇩

③ 記入例にしたがって記入し、担当課へ提出してください。特に受傷状況については具体的に記入してください。

⇩

担　当　課

⇩

市民活動振興室

⇩

保 険 会 社

④ 事故発生状況の内容を確認し、保険会社へ送付します。
※保険会社への報告が１か月以上遅れると遅延報告書の提出が必要となります。

⇩

⑤ 保険会社から保険金請求書等が送付されます。

受　傷　者

⇩

⑥ 治療が終了した時点で、請求書に必要事項を記入・捺印をし、保険会社へ送付してください。

保 険 会 社

⇩

⑦ 審査後、保険会社から保険金が振り込まれます。

受傷者へ振込

＊　保険金を請求する際、通院日、入院期間、固定器具（ギプス等）の使用期間を記入する必要がありますので、カレンダー等に記録しておいてください。

＊　病院以外での治療（整骨院・接骨院）は、保険金の支払額が通常の６～７割になる場合があります。

＊　他覚症状のない（病院等の検査で異状が認められない）場合や腰痛・むち打ち症やしん灸・あんま等は、原則として補償の対象になりません。

担当課：市民活動振興室　　☎ 072-825-2120

7　自主防災組織について

地域住民にとって、防災は、それぞれの生命、身体、財産を守る上での基本となるものであり、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自助・共助の精神のもとに設置され、災害発生時の被害を防止・軽減するために、各種防災活動を行っています。

自治会自主防災会

自治会自主防災会は、自治会に設置される自主防災組織で、平常時は防災啓発や消火訓練、応急救護訓練などの各種訓練、講習会また地域の安全点検などを行い、災害発生時には、自治会地域の被害防止や救護、避難活動、情報収集・伝達活動などに取り組んでいます。

地域協働協議会（防災に関する部会）

地域協働協議会は、小学校区内の地域住民や各種団体で組織されており、自治会が中心的な役割を担っています。協議会の防災に関する部会では、小学校区内の災害情報を集約し、防災活動を迅速かつ効果的に行い、小学校区内の被害を防止、または軽減することを目的に活動しています。

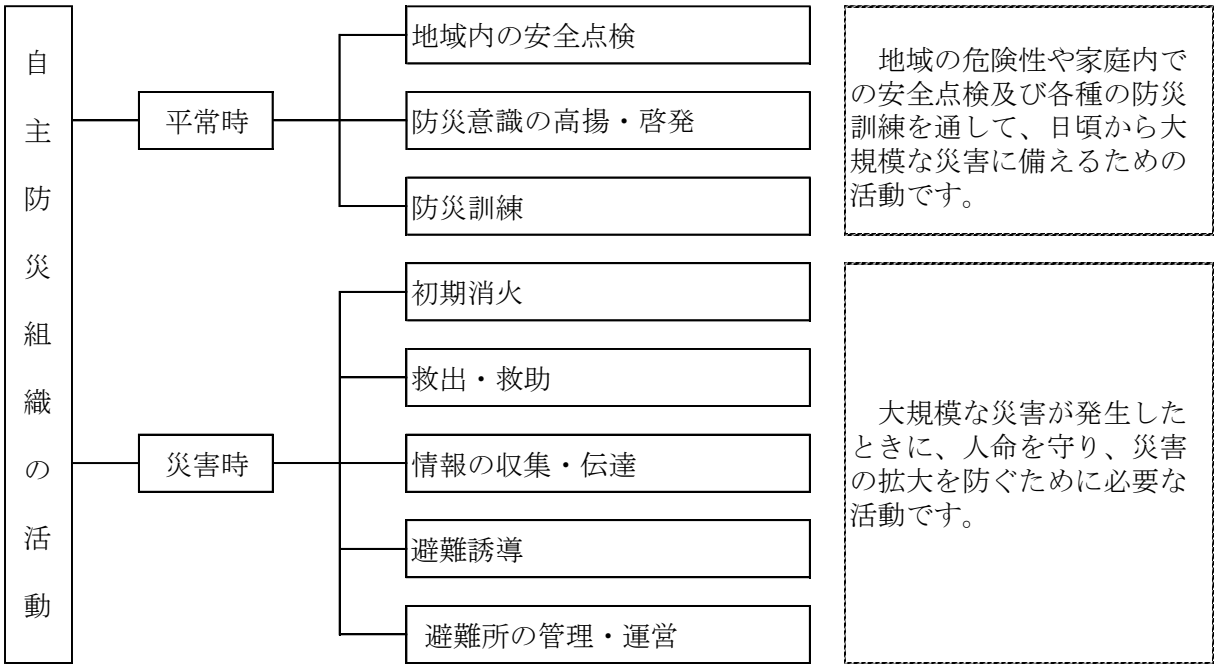
◇自主防災活動のポイント

自主防災組織の活動には、大きく２つの役割（平常時と災害時）がありますが、災害による被害を軽減するためには、平常時の役割に重点を置いた防災活動が非常に重要になってきます。

- □　自治会等から各家庭における「自助」を促進（物資備蓄、家具固定等）する
- □　身近な地域における災害発生の危険個所等を事前に把握する
- □　災害時に適切に対応できるよう、日頃から防災訓練など災害時を想定した活動を実施する

◇自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や防災訓練の実施などの備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



≪参考≫　消防団屯所（消防用車庫）運営費等補助金について

自主防災組織と同一ではありませんが、地域で活動する消防団に対して、屯所（消防用車庫）の光熱水費や修繕に要した経費等を補助金として支援する制度を令和５年度に創設しました。

補助対象者については、屯所の建物所有者・管理者・使用者であり、自治会も申請対象となるため、屯所に関する費用をお支払い頂いている自治会については、消防団各班の班長等と協議の上、必要に応じご活用ください。

※公民館等の施設に併設されている消防団屯所については、屯所部分に係る費用のみ補助対象となる点にご留意ください。

担当課：防災課　　☎ 072-825-2194

※８～11 の活動について
新型コロナウイルス感染症の拡大など、活動に支障を来すような場合には、状況に応じて活動期間を変更します。

８　日赤活動資金募集について

１．趣　　旨

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて、社員や篤志の方々から納入される活動資金・寄付金によって成り立っている特殊法人で、健康を守る医療・血液の仕事、災害時の援護活動、各種福祉活動、海外への援助など内外にわたり、社会のために奉仕活動を行っている団体です。

これらの赤十字の活動は、皆様に納めていただいた活動資金により支えていただいております。

寝屋川市では、活動資金募集にあたり、自治会（分団）に多大なご協力をいただいております。

２．募集運動期間　　毎年５月１日から６月 30 日

※例年４月中旬に、必要な用品（実施要領、領収書等）が配布されます。

３．納入について

集めていただいた活動資金は、領収書の控えを添えて、７月上旬までに赤十字奉仕団事務局（市民活動振興室）へ納入してください。

問合せ先・納入先：市民活動振興室　　☎ 072-825-2120

９　赤い羽根共同募金運動について

１．趣　　旨

赤い羽根共同募金運動は、昭和 22 年発足以来、自治会や市民の皆様のあたたかいご協力により、社会福祉事業の向上・発展に大きな役割を果たしてきました。

この運動の目的は、地域福祉の推進であり、高齢者、障害者、児童をはじめすべての人々が健やかに安心して生活できる社会づくりを目指しています。

２．募集運動期間　　毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日

（毎年 10～12 月の３か月間のうち、地区募金会が設定する期間）

※例年８月下旬に、必要な用品（回覧チラシ、赤い羽根等）が配布されます。

３．納入について

集めていただいた共同募金は、領収書控えとともに、11 月上旬までに地区募金会事務局（社会福祉協議会）へ納入してください。

問合せ先・納入先：社会福祉協議会事務局　　☎ 072-838-0400

10　歳末たすけあい運動について

１．趣　　旨

歳末たすけあい運動は、支え合う地域づくりを進めていくために、住民一人ひとりのたすけあいの精神に基づき、自治会のご協力のもと、募金活動を実施するものです。

皆様からの募金は、ひとり暮らし高齢者等の地域での見守り活動、障害を持つ方やその家族の活動団体への支援等に使われています。

２．募集運動期間　　毎年 12 月 1 日から 12 月 15 日

※例年 10 月中旬～下旬に、必要な用品（実施要綱、募金袋等）が配布されます。

３．納入について

自治会ごとに募金袋を開封し、12 月下旬に一括して社会福祉協議会へ納入してください。

問合せ先・納入先：社会福祉協議会事務局　　☎ 072-838-0400

11　社会福祉協議会会員募集について

社会福祉協議会（社協）とは？

住民が主体となり、地域の様々な福祉問題に取り組み、地域住民の福祉を増進していくことを目的として、地域住民及び自治会、社会福祉関係者の参加、協力を得て組織された社会福祉法人格をもつ民間の福祉団体です。

また、社協は社会福祉法で事業の目的や役割などが明記されている、公共性の高い団体でもあります。

１．趣　　旨

住民主体の理念を大切にしながら、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざして、子ども、障害者、高齢者をはじめとする様々な地域福祉活動推進のための自主財源を確保し、住民の理解と協力の輪を広げることを目的に実施します。

２．募集運動強化期間　　毎年２月 25 日から３月 25 日

※例年１月中旬～下旬に、必要な用品（納付書、会員ステッカー等）が配布されます。

３．納入について

集めていただいた会費は、納付書とともに社会福祉協議会へ納入してください。

問合せ先・納入先：社会福祉協議会事務局　　☎ 072-838-0400

自治会に対する補助金等一覧表(令和８年５月現在)

名　　称	事　業　内　容	補　助　の　対　象　と　内　容
回覧チラシ等 配布業務委託料	自治会が行う回覧チラシの配布やポスターの掲示について、市と自治会で委託契約を結び、自治会に委託料を支払う。	（３円×回覧チラシ依頼件数 ×毎月末日現在の自治会加入世帯数）＋ (1.2円×掲示ポスター依頼件数 ×毎月末日現在の自治会区域内世帯数)
コミュニティ 奨励補助金	自治会の健全な育成に資するため、自治会が主催する地域コミュニティづくり事業全般に補助（年間を通じた補助）	１自治会につき　**１年間の補助限度額** 均等割 50,000円 ＋ 世帯割 80円 × 自治会加入世帯数 （例：500世帯の自治会 ⇒ 年間限度額　90,000円） ※1,250世帯以上の場合は、年間限度額 150,000円
防犯灯維持管理 事業補助金	各自治会が管理する防犯灯の電気料金への補助	・ 10W以下　年 1,548円　（月 129円） ・ 10W超～20W以下　年 1,896円　（月 158円） ・ 20W超～40W以下　年 2,604円　（月 217円） ・ 40W超～60W以下　年 3,312円　（月 276円） ・ 60W超　年 4,728円　（月 394円）
防犯灯新設・ 改造事業補助金	街を明るくし、良好で安全な地域環境をつくり、犯罪の予防や青少年の非行防止等を図ることを目的とした防犯灯の新設・改造に対する補助	・ 40W以下　事業費の３/４　限度額 20,000円 ・ 40W超～60W以下　事業費の９/10　限度額 40,000円 ・ 60W超　事業費の４/５　限度額 35,000円 ・ ＬＥＤの防犯灯　事業費の９/10　限度額 40,000円 ・ 防犯灯設置に係るポールの新設改造（修繕を除く）　事業費の９/10　限度額 36,000円
広報板新設・ 改造事業補助金	地域の自治活動の振興を図ることを目的とした広報板の新設・改造に対する補助（一部修繕を含む）	事業費の１/２ 限度額　１件につき80,000円
消火器具新設・ 改造事業補助金	安全な地域環境をつくることを目的とした消火ホース・消火器の購入及び格納箱の新設・改造に対する補助	事業費の１/３ 限度額　同一年度内に500,000円
集会所施設整備 等事業補助金	⑴ 新築、建替えに対する補助 ⑵ 建物購入に対する補助 ⑶ 増築、改築、修繕及び備品購入に対する補助 ⑷ 耐震診断に対する補助 ⑸ 耐震改修工事(設計含む)に対する補助 ⑹ 集会所の地代、家賃に対する補助 ※ 事業費が60万円を超える場合は、事前協議が必要	⑴ 集会所の新築、建替え 事業費の１/２　限度額　10,000,000円 ⑵ 既存の建物の購入 事業費の１/２　限度額　10,000,000円 ⑶ 集会所の増築、改築、修繕及び備品購入 事業費の１/３　限度額　25年間で3,000,000円 ⑷ 耐震診断 事業費の２/３　限度額 100,000円 ⑸ 耐震改修工事（設計を含む） 事業費の２/３　限度額　25年間で2,000,000円 ⑹ 民地等または建物の賃借 事業費の１/３　限度額　同一年度内に100,000円
集会所建設資金 等融資あっせん 利息補給	建設資金の一部を融資あっせんし、その利息を補助	新　築 限度額　5,000,000円　（融資期間　10年以内） 増改築 限度額　2,000,000円　（融資期間　５年以内） 土　地 限度額 15,000,000円　（融資期間　20年以内）
災害備蓄品 購入支援補助金	地域における共助の取組を支援することを目的とした災害備蓄品の購入に対する補助	事業費の１/２ １自治会につき　１年間の補助限度額 自治会加入世帯数　200以下　50,000円 自治会加入世帯数　201以上400以下　60,000円 自治会加入世帯数　401以上600以下　70,000円 自治会加入世帯数　601以上800以下　80,000円 自治会加入世帯数　801以上1,000以下　90,000円 自治会加入世帯数　1,001以上　100,000円

13　自治会活動に関連する市の各種業務

業　　務　　内　　容	担　当　課	電話番号
◆環境		
☆　ごみの収集（一般家庭、臨時）	環境事業課	820-7400
☆　犬・猫等の死体処理	環境事業課	820-7400
☆　ごみの不法投棄	環境事業課	820-7400
☆　ごみネットの新規・交換申請	環境総務課	824-0911
☆　資源集団回収活動	環境総務課	824-0911
☆　自転車の不法投棄	交通政策課	813-1207
☆　水路清掃におけるヘドロ回収	下水道事業室	825-2162
☆　空き家対策	都市三課	825-2266
☆　スズメバチの巣の駆除	保健衛生課	829-7721
◆防災・防犯		
☆　防災訓練等	防災課	825-2194
☆　防犯カメラ	監察課	812-2246
☆　防犯パトロール関係（防犯協会等）	監察課	812-2246
◆建設		
☆　道路の維持管理・補修	道路管理課	825-2384
☆　ガードレール・カーブミラーの維持管理・補修	道路管理課	825-2384
☆　公園・緑地の整備・管理・緑化推進	都市四課	825-2293
☆　下水道の維持管理	下水道事業室	825-2162
☆　開発行為	審査指導課	825-2798
◆健康・福祉		
☆　民生委員・児童委員	福祉総務課	838-0171
☆　高齢者の福祉	高齢介護室	838-0372

※　問い合わせ先が分からない場合は、市民活動振興室（825－2120）まで御相談ください。

＜参考＞　規約例

地方自治法の定めにより、法人化された自治会（認可地縁団体）の規約例です。

法人化していない自治会の規約は、地方自治法の規定に則る必要はありませんが、規約の作成や見直しを行う際に、参考として御活用ください。

※　説明文中の「法」は、「地方自治法」を指します。

認可地縁団体の規約の必須事項（地方自治法第 260 条の２第３項）

規約には、必ず、以下の①～⑧の内容が規定されていなければなりません。

①目的　②名称　③区域　④主たる事務所の所在地　⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項　⑦会議に関する事項　⑧資産に関する事項

●●自治会規約

制定　〇〇年〇月〇日

最近改正　〇〇年〇月〇日

「その区域の住民相互の連絡、環境の整備集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です（法第 260 条の２第２項第１号）

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

⑴　会員相互の親睦に関すること

⑵　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

⑶　美化・清掃等区域内の環境の整備

⑷　集会施設の維持管理

⑸　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑹　その他会の目的達成に必要な事業

（名称）

第２条　本会は、○○○自治会と称する。

（区域）

地番、住居表示等により明確に区域を表示することが望ましい

第３条　本会の区域は、寝屋川市○○町○番○号から○番○号までの区域とする。

（主たる事務所）

「代表者の自宅」も可

第４条　本会の主たる事務所は、○○○自治会集会所に置く。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

会長等に「口頭により申し出る」も可

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第８条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

⑴　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

⑵　本人から退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員

（役員の種別）

第９条　本会に、次の役員を置く。

⑴　会長　　１人

⑵　副会長　○人以内

⑶　会計　　○人
⑷　書記　　○人
⑸　監事　　○人

（役員の選任）
第 10 条　役員は、総会において、会員の中から選任する。
２　監事は会長、副会長、会計及び書記と、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）
第 11 条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。
副会長が複数の場合に記載
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、（会長があらかじめ指名した順序によって、）その職務を代行する。
３　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
４　書記は、本会の会務を記録する。
５　監事は、次に掲げる業務を行う。
⑴　本会の会計及び資産の状況を監査すること。
⑵　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
⑶　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
⑷　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期等）
第 12 条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）
第 13 条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（総会の構成）
第 14 条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 15 条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第 16 条　通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

⑴　会長が必要と認めたとき。

⑵　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

⑶　第 11 条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第 17 条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

少なくとも５日前まで

（総会の議長）

第 18 条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 19 条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第 20 条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第 21 条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第 22 条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第 23 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴　日時及び場所

⑵　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

⑶　開催目的、審議事項及び議決事項

⑷　議事の経過の概要及びその結果

⑸　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第 24 条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第 25 条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

⑴　総会に付議すべき事項

⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項

⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第 26 条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなけ

ればならない。

3　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第 27 条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第 28 条　役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章　資産及び会計

（資産の構成）

第 29 条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

⑴　別に定める財産目録記載の資産

⑵　会費

⑶　活動に伴う収入

⑷　資産から生ずる果実

⑸　その他の収入

（資産の管理）

第30条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第 31 条　本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第 32 条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第 33 条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 34 条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第 35 条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第 36 条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、寝屋川市長の認可を受けなければ変更することはできない。

認可地縁団体の場合は、市長の認可を受けなければ規約の効力が生じないため、市へ規約変更認可申請を行う必要があります。（法第 260 条の３第２項）

（解散）

第 37 条　本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第 38 条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第 39 条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、

総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

役員会、会長　等

第40条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

附　則

この規約は、○年○月○日から施行する。

寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例

寝屋川市では、自治会や地域協働協議会による地域活動を中心とした、見守り活動をはじめとする地域住民の福祉、防災・防犯などの様々な取組が、市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、高齢化の進行に加え、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域住民の自治会への加入及び地域活動への参画・参加の減少や担い手不足が生じ、地域のつながりが希薄になるなど、地域活動は過渡期を迎え、地域コミュニティの活力が低下することによる共助の意識や安全・安心な暮らしへの影響が危惧されています。

また、近い将来、高い確率で南海トラフ地震の発生が予測されており、大規模災害時には公助に限界があり、子どもから高齢者まで地域住民の命を守り被害を最小限にとどめるためには、地域コミュニティにおける共助が必要不可欠となります。

今後も、誰もが安全に安心して暮らし続けていくためには、自治会や地域協働協議会によるこれまでの地域活動を踏まえ、共働き世帯や高齢者の方々を含む多くの地域住民が、各人の生活のゆるす限りにおいて地域活動に参画・参加するなど、地域の絆を育み、平常時から地域で支え合うことの意義を十分に理解し、地域コミュニティの活性化を推進していかなければなりません。

寝屋川市は、自治会や地域協働協議会が地域活動の中心となって各般の地域課題の解決を図ることを基本に、将来にわたり地域住民が支え合い、安全に安心して暮らすことができる持続可能な地域コミュニティを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、共助の重要性を踏まえ、地域住民の自治会への加入その他地域活動への参画・参加を促進すること等により、地域コミュニティの活性化を推進し、もって地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　自治会　寝屋川市内の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、現に地域活動を行っていると認められるものをいう。

⑵　地域協働協議会　寝屋川市立の各小学校の通学区域を単位に、当該区域内における自治会その他各種地域団体（現に様々な地域活動を行っている各種の団体をいう。以下同じ。）及び地域住民をその構成要素として設立された団体であって、自らも現に地域活動を行っていると認められるものをいう。

⑶　地域コミュニティ　寝屋川市内の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

⑷　地域活動　良好な地域コミュニティの維持及び活性化に資する地域的な共同活動をいう。

（地域住民の役割）

第３条　地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解するとともに、当該地域コミュニティを構成する一員であることを自覚し、その居住する地域の自治会への加入や当該地域における地域活動への参画・参加に努めるものとする。

（自治会及び地域協働協議会の役割）

第４条　自治会は、地域コミュニティの中心として、地域住民相互の助け合い・支え合いを促進するとともに、地域住民の価値観及び自主性を尊重しつつ、主体的に地域活動を行うよう努めるものとする。

２　地域協働協議会は、自治会その他各種地域団体が行う地域活動について総合的な調整を図るとともに、各般の地域課題の解決及び魅力ある地域づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

３　自治会及び地域協働協議会は、その活動及び運営における透明性の向上を図るとともに、地域住民が参画・参加しやすい開かれた組織運営を行うよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第５条　事業者（寝屋川市内において事業を行う者をいう。）は、地域コミュニテ

ィを構成する一員として、その事業所が所在する地域における地域活動に積極的に参画・参加し及び協力するよう努めるものとする。

第６条　寝屋川市内において住宅の建築等（建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）をいう。）を行う事業者は、住宅の建築等をするに当たっては、当該住宅に入居する者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報（自治会への加入の促進に資する情報を含む。）を提供するよう努めるものとする。

（寝屋川市の役割等）

第７条　寝屋川市は、地域コミュニティの維持及び活性化を図るために必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

２　寝屋川市は、自治会及び地域協働協議会が地域住民の安全・安心な暮らしに果たす役割に鑑み、次に掲げる事項を行うものとする。

⑴　地域住民の自治会への加入並びに自治会及び地域協働協議会による地域活動への参画・参加を促進するため必要な広報その他の啓発活動を行うこと。

⑵　自治会及び地域協働協議会との間において、適宜、必要な情報の提供及び意見の交換を行うこと。

⑶　自治会及び地域協働協議会に対し、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な補助金又は交付金の交付等の財政上の措置を講ずるよう努めること。

３　寝屋川市は、その事務又は事業の実施に当たって自治会又は地域協働協議会（その構成要素である各種地域団体を含む。）に協力を依頼する場合には、これらの負担が過重にならないよう配慮するものとする。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。